## 洲本市新庁舎整備等基本計画策定に関するパブリックコメントの実施結果と意見に対する市の考え方

## 1 実施概要及び結果

平成24年7月17日から平成24年8月16日までの間、市のホームページなどで「洲本市新庁舎整備等基本計画(素案)」を公表し、意見の募集を行いました。

お寄せいただいたご意見の概要とこれに対する市の考え方を次のとおり公表します。 今後とも新庁舎の建設に対し、ご理解とご協力をお願いいたします。

- (1) 実施期間 平成24年7月17日(火)~平成24年8月16日(木)
- (2)閲覧方法 ①市総務課、窓口サービス課での閲覧
  - ②市ホームページでの閲覧

(3)意見件数 12件(4人)

提出方法

①FAX 2件 ( 1人)

②電子メール 10件 (3人)

## (4)基本計画(素案)の項目別の意見件数

目次	項目	意見数
2.3 新庁舎及び周辺地域整備に係る上位計画・関	(5)商工会議所案抜粋	1件
連計画並びに周辺地域等からの提案		
3.2 新庁舎整備の位置	(1)新庁舎整備の位置	4件
3.3 新庁舎が備えるべき基本的な機能	(1)新庁舎整備の基本方針	2件
3.5 新庁舎の規模	(2)新庁舎における組織体制及び職員数	1件
	(5)駐車場台数及び駐輪場台数の算定	1件
4.2 新庁舎周辺地域の公共施設等の整備	(1)各施設間の連携方針	1件
5.2 概算事業費及び事業スケジュール	(2)概算事業費	2件

## 洲本市新庁舎整備等基本計画(素案)に関する意見概要と市の考え方

番号	意見等	意見に対する市の考え方	
1	市は、図面(39頁)の業務ゾーンの中に	今回の基本計画(素案)では、まず第1段	
	   関係の物件が含まれているのに何の言葉が	  階として、Ⅰ 期エリア内で早期整備が必要な	
	   ないのも淋しい限りです。道義的にもそれが	   新庁舎の整備とこれとあわせて検討してい	
	   許されるものなのか。	   る緑地空間、駐車場施設の整備を先行して	
		実施し、続いて適宜Ⅱ期エリアの整備を検	
		討していくこととしています。	
		ご指摘の Ⅱ 期エリアの「業務ゾーン」につ	
		きましては、民間施設も含まれることから、	
		今後関係者、関係団体等との十分な協議を	
		踏まえ整備を図っていきたいと考えていま	
		す。	
	商工会議所案 委員会とりまとめ これ前	基本計画(素案)の7頁から13頁までは、	
	任者の時のこと。"これ何"	市がこれまでに作成した上位計画・関連計	
	その時の図面と今の図面違うと思うのに、	画や洲本商工会議所、堀端再生委員会等	
2	なぜ市の土地の中に会議所が?	の周辺地域団体から提案いただいた計画内	
	又会議所内に大ホール、多目的ホールな	容を掲載したものです。	
	ど。これは他にもある。いりません。	12頁に掲載の商工会議所案は、洲本商	
	なぜ、商工会議所にそんな利便性のある	工会議所関係者により洲本市の中心市街	
	土地を提供するのか。売買か?今の時代に	地の活性化を図るための案として洲本商工	
	必要ですか。	会議所会館の建替えについて記載されたも	
	会議所は今の場所で建設を。市民のため	のです。	
	にその用地を活用してください。		
	新庁舎の位置について、中心市街地にあ	新庁舎整備の位置については、基本計画	
	り、人口集積も高いことなどをあげられてい	(素案)の19頁に記載のとおり、1)歴史的な	
	るが、人口分布の中心はむしろ大野・加茂	観点、2)中心市街地活性化の観点、3)公	
	地域に移っており、行政サービスを受ける側	共インフラの充実の観点、4)防災拠点・津	
	から言うと、現在地がふさわしいとはいえな	波避難ビルの観点を踏まえ、現在の市役所	
	いのではないか。	周辺の敷地での建て替えが妥当であるとの	
3	₩	方針に至っています。	
3	新庁舎の位置は、人口分布で中心地域で	人口分布の中心については、基本計画	
	ある大野・加茂あたりに設置すべきである。	(素案)の4頁に記載のとおり現市役所が位	
		置する都心地域が市全体の人口の3分の1	
		を占めています。また、当地域内には淡路	
		地域で唯一の人口集中(DID)地区が形成さ	
		れており、人口集積の面からも適地であると	
		考えています。	

庁舎建て替えを契機とした中心部活性化の方向性の件であるが、そこに庁舎機能があれば中心部のにぎわいや活性化が図れるとは一概に言い難い。

中心部の商業活動が停滞している要因は、大型店舗の進出や、消費者の消費行動の変化など別の要素が強く、一概に市庁舎があれば、周辺の地域の活性化が図れるとは言えないのではないか。

4

ご指摘のとおり、新庁舎の建て替えのみにより現在の中心市街地部のにぎわい復活 や活性化を図ることができるとは考えておりません。

今回の基本計画(素案)では、まず第1段階として、I 期エリア内で早期整備が必要な新庁舎の整備とこれにあわせて周辺地域の活性化に資する機能である緑地空間、駐車場施設の整備を検討し、続いて適宜 II 期エリアの整備を関係者、関係団体等と十分協議しながらまとめていくべきものと考えています。

こうした施設間の連携やこれとあわせたソフト事業の展開等により、中心市街地のにぎわい復活につなげていきたいと考えています。

素案にも記載されているように、庁舎移転をした場合の跡地利用について、商業機能導入などを念頭に議論されているが、もっと別の観点で捉えるべきではないか。

市街地緑化の方向や市街地の緑地空間 化などの視点から、庁舎跡地の再利用を検 討するべきではないか。洲本市街地、特に 市庁舎周辺は、住宅が混んでおり、快適な 都市空間の中で生活を送るのには、少し問 題を感じる。市民が集える空間、新鮮な緑の 中で過ごす時間、こうしたコンセプトが、現在 人の都市生活には必要ではないだろうか。 すなわち、洲本市街地のまちづくりをどうす るかで考えなくてはならないのに、「新庁舎 でまちににぎわいを」といった相変わらず箱 物行政の域を出ていないところに弱点があるといえる。

₩

現在地に建てる場合も、敷地に占める割合は最小限にとどめ、残りは緑地空間などに転用し、市街地で市民がつどい語らえるスペース、いざというときには、避難できる広場としての機能を兼ね備えたスペースにすべ

基本計画(素案)の40頁に記載のとおり、 計画エリア内の公共施設等の整備について は、中心市街地活性化施設(商業施設等) の整備のみならず、緑地空間及びオープン スペースの整備を検討することとしていま す。

この緑地空間及びオープンスペースは各種イベント開催や市民のいやしの場として活用を図るとともに、また、災害時には災害対策活動の拠点として使用したいと考えています。

	きである。	
	防災拠点としての市庁舎の役割は重要で	東日本大震災により、地震対策はもちろ
	ある。現在地は、海抜も低く、昨今の地震や	んのこと、地震後の津波対策の重要性がク
	津波、またゲリラ豪雨による被害などは、想	ローズアップされているところであります。
	定を越えたものである。	新庁舎の建設にあたっては、地震や津波
	その点で、新庁舎が現在地に建設される	災害後も建物を引き続き安全に使用でき、
	のであれば、防災面を十分に備えた建築物	防災拠点としての機能を確保できるよう免震
	であるべきである。しかしその前に検討の余	装置等の導入による整備を検討していくこと
	地があるのは、庁舎跡地を十分な空間構成	としています。
	を持った施設等に再生すれば、災害時に市	また、津波災害時の中心市街地部におけ
	民が安全に安心して避難できる場所にもな	る津波避難ビルとして周辺地域住民の一時
6	りうるのである。その点でも、庁舎を建てる	避難場所となる整備を図ることを考えていま
	のではなく、空間としての機能を大切にした	す。
	場所にできないか。庁舎を建てる場合でも、	
	建物のスペースを最小限にし、空間を十分	
	に確保することが望ましい。	
	素案では、行政機能を集積しすぎるあまり	
	に、駐車場の確保や、市民の避難スペース	
	の確保、商業との関連施設など、たくさんの	
	建物が林立してしまうことになり、逆に、避難	
	場所としての防災機能が薄れてしまう危険	
	性を感じる。	
	市民が気軽に立ち寄り、市政を身近に感じ	現在の市役所の組織は、複数の庁舎(五
	ることが可能な庁舎とは、言うまでもなく、集	色庁舎、健康福祉館等)に分散しており、サ
	積された庁舎ではなく、より身近に庁舎があ	一ビスの内容によっては、市民のみなさんに
7	り、より身近に市職員の息づかいが伝わるこ	複数の庁舎への移動をお願いせざるを得な
	とである。	い状況にあります。
	それが市民サービスの向上につながるも	新庁舎の整備にあたっては、この弊害を
	のだといえる。	解消するとともに、ワンストップで行政サービ
8	どうしても、市庁舎を描くとき、職員の行政	スの提供ができるよう必要な範囲で組織の
	上の事務の効率化ばかりが強調されるが、	集約を目指すこととします。
	それでいいのだろうか。	なお、既存の各庁舎(五色庁舎、健康福
	事務を効率的におこないつつ、市民サービ	祉館等)で行われているサービスについて
	スを低下させないことが庁舎の役割として重	は、各庁舎の機能特性や地域特性を踏まえ
	要と考える。	住民サービスの低下につながらないよう配
9	35頁の組織体制では、「分散する組織を	慮することとします。
	必要な範囲で集約し」、と書かれているが、	
	むしろ私は、分散化大賛成である。住民に	
	寄り添う市政・住民の要望が身近に感じるこ	

とができる市政とは、一カ所に市役所機能を 集積することではなく、必要なものを分散さ せて、市民との距離を縮めることではないだ ろうか。

11

行政の機能は、市民サービスを基本に考えるべきであり、その点から言えば、分散型が望ましい。

基本数値の中で、将来の人口は減少傾向があることを示している。これは、洲本市だけではなく、地方都市の全国的な傾向でもある。人口減少時代のまちづくりが今は問われているのでは。その点で二つ提案したい。

一つは、平成20年度に策定された「洲本市総合基本計画」は、人口減少時代に対応する内容に改める必要がある。特に、7頁に掲載されている土地利用の基本的な方向性、主要施策としてあげられている中心市街地の整備などの部分は、再検討の必要性がある。今回の素案も、この基本計画に沿っている以上問題が残る。

二つ目は、新庁舎建て替えにあたり、当然 建築費の問題があげられる。「費用対効果 を充分検討し、将来的に多額の財政負担に ならないように配慮」すると銘打っているの なら、建築費が36億及び38億が妥当かど うか疑わしい。

合併特例債を活用してといっても借金である。当初の予算額が資材の高騰などで、予定を上回ることも考えられることから、将来に財政負担を負うことなく建設できる方法を検討すべきである。

 $\downarrow$ 

建設にあたっては、合併特例債などの活 用は最小限にとどめ、次代に財政負担や借 金を作らない方法をとるべきである。

駐車場として39頁にて一般公共用の駐車場としての機能を持たす方針を述べられておりますが、想定台数にはその分が含まれ

平成20年度に策定された洲本市総合基本計画については、人口が減少傾向にあることを踏まえた上で策定したものであります。また、ご指摘の箇所については、現時点では再検討の必要はないと考えています。

48頁に記載の概算事業費は、他市の先 行事例等を参考にそれぞれ算出していま す。

現時点で事業費に充てる主な財源としては、合併特例債等としています。合併特例債は、償還金の大半を国が補てんする借入金であり、将来の財政負担を考慮して活用することとしています。

なお、具体的な事業費については、次の 基本設計の段階において導入予定の機能 や設備の費用対効果を十分検討し決定する こととしています。

計画エリア内の駐車場については、40頁に記載のとおり、まず、I 期エリアで、来庁者用と公用車用として計画台数分(210台

11

10

ておりません。都市機能の一つとしての駐車場になるよう、駐車台数の増加を図り、周辺施設の利用者への開放(無料 or 有料)を希望いたします。

Ⅱ 期での整備ではなく、人工地盤案での「2階たまり場」部分を利用する等、Ⅰ期での整備を望みます。(施設計画案は、土地の有効利用の点から参考例2の庁舎1階駐車場+人工地盤案を望みます。)

概算事業費及び事業スケジュール耐震安全性、災害への対応、業務の効率性、住民へのワンストップサービスの提供、更には中心市街地の活性化も考えると約 40 億円の費用は必要なのかもしれない。

その際、合併特例債などを活用して、市の 負担を出来るだけ少なくすることは当然であ るが、他の合併した市町の状況を見ると、社 会基盤が既に整備されている上で、最後に お城である庁舎に取り組んでいるようであ る。

参考までに兵庫県下の下水道普及率(H22末)を県のHPで見ると、洲本市の普及率(23.8%)には目を疑いたくなる。淡路の他の2市(淡路市56.6%、南あわじ市55.7%)に比べても半分にも満たない。合併浄化槽等を含む生活排水処理率をみても58.3%と県下最下位。県の平均が98.2%であるなかで、この惨めな状況を市民に示した上で、それでもこの庁舎への投資に踏み切るか、判断にするべきではないか?この衛生的で文化的な生活を営むのに不可欠な生活排水処理施設に対する市の方向性・方針を出さないままで、中心部への投資を行うことは市民の理解が得られないのではないだろうか?市長の英断に期待したい。

程度)を整備することとしています。

また、当駐車場については、休日、夜間等には、隣接の商業施設用等として利用できる一般公共用駐車場としての整備を検討することとしています。

市としては、この I 期エリアで整備する駐車場の利用状況を踏まえ、II 期エリアでの追加整備について検討したいと考えています。

14頁~17頁に記載のとおり、現在の本 庁舎は、建築後49年を経過し、今後発生が 予想される地震や津波災害に対し、防災拠 点や津波避難ビルとしての役割を果たすこ とが困難な状況となっているほか、バリアフ リー対応になっていないなど市民サービス の面からも利便性が低いものとなっていま す。

特に、近年の異常気象等により各地域で 発生している災害の状況を考慮すると、防 災拠点や津波避難ビルとしての役割を果た す機能をもった新庁舎建設は喫緊の課題で あり、現時点でこれに着手することは市とし て必要であると考えます。

なお、ご指摘の公共下水道事業については、雨水事業と汚水事業があり、平成16年の台風災害後、雨水事業に重点を置き進めてきておりますが、汚水事業についても整備する区域の見直しなど効率的な下水道整備計画を作成し、取り組んでいきたいと考えています。

また、生活排水処理については、公共下水道事業(汚水事業)の推進と併せて、合併処理浄化槽の設置のための補助制度のPRなどを通じ、その普及に努めるなど生活排水処理率の向上を図りたいと考えています。

12